

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第 1		総排出ガス量別の 選任できる有資格者		
番号	施設名称	4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気関係 1， 3 種	大気関係 1～4 種	法適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供するばい焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか煨焼炉（14の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	大気関係 1 種	大気関係 1， 2 種	
	硫化カドミニウム、炭酸カドミニウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	大気関係 1， 3 種	大気関係 1～4 種	法適用外
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）			

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第 1		総排出ガス量別の 選任できる有資格者		
番号	施設名称	4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未満
12	製鉄，製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	大気関係 1， 3 種	大気関係 1 ～ 4 種	法適用外
13	廃棄物焼却炉	法適用外		
14	銅，鉛又は亜鉛の精錬の用に供するばい焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む。），溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。），転炉，溶解炉及び乾燥炉	大気関係 1 種	大気関係 1， 2 種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉			
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設，塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り，前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）			
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉			
21	燐，燐酸，燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設，濃縮施設，焼成炉及び溶解炉			
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設，吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）			
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設，乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管，板若しくは線の製造の用に供する溶解炉			

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第 1		総排出ガス量別の 選任できる有資格者		
番号	施設名称	4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未満
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	大気関係 1 種	大気関係 1, 2 種	
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉, 反射炉, 反応炉 及び乾燥施設			
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設, 漂白施設及び濃縮 施設	大気関係 1, 3 種	大気関係 1～4 種	法適用外
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			